

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

10月25日発行

Vol.618

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

10/14 土

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

おだか秋まつり

おだか秋まつりが14日、小高区役所・小高交流センター、小高駅前通りで開催されました。会場の小高駅前通りには、多くの露店が立ち並びました。



3ページをご覧ください。

●「みなみそうまトピックス」から

- ・アウト オブ キzzaニア ----- 2
- ・福島ダイハツ販売(株)と南相馬市との連携協定式 ----- 2
- ・おだか群青コンサート ----- 3
- ・おだか秋まつり ----- 3
- ・大甕小学校創立150周年記念植樹 ----- 4

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 5
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 7
- 郡山市 ----- 9

●三条市News

- ・福島県議会議員一般選挙不在者投票 ----- 14

●NEXCO東日本

- ・令和5年11月1日に「ふるさと帰還通行カード」の切り替えを実施します ----- 15

9/30 土

アウト オブ キッズニア

9月30日～10月1日、福島県相双地方振興局が主催する「Out of KidZania in ふくしま相双2023」が、福島ロボットテストフィールドを含む相双地区各地で開催されました。

このイベントは、子どもたちのキャリア教育や地元愛の育成につなげるとともに、地元企業や福島イノベーション・コースト構想の理解促進を図ることを目的として開催されました。

会場ではさまざまな企業の仕事体験プログラムが組まれており、子どもたちは興味のある仕事を選び、体験しながら真剣に学びました。



9/30 土

福島ダイハツ販売(株)と南相馬市との連携協定式

市は、9月30日小高交流センターにおいて、福島ダイハツ販売株式会社との連携協定を締結しました。

本協定は、南相馬市小高区の移住定住の促進と、地域活性化および市民生活の向上を目的とします。

当日は福島ダイハツ販売株式会社代表取締役社長川村幸司様が出席し、門馬市長と共に協定書へ署名しました。その後、小高駅前広場にカーシェア車両納車式が行われました。



10/7 土

おだか群青コンサート

小高観光協会主催による「おだか群青コンサート」が10月7日、浮舟文化会館で開催されました。

当日は多くの観客が来場し、空手の演武や楽器の演奏などを鑑賞しました。



10/14 土

おだか秋まつり

おだか秋まつりが14日、小高区役所・小高交流センター、小高駅前通りで開催されました。会場の小高駅前通りには、多くの露店が立ち並びました。

小高交流センター内では、文芸・美術作品展も開催され写真や俳句などさまざまな作品が展示されました。

また、ストリートライブや支部対抗玉入れなどのイベントも開催し、多くの来場者でにぎわいました。



10/18 水

大甕小学校創立150周年記念植樹

大甕地区まちづくり委員会協力のもと、大甕小学校の児童らが、10月18日に大甕小学校創立150周年を記念して校庭に植樹を行いました。

学校の記念に植えられた木は、校歌にも歌われる桜の木です。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [10/20~10/27]

- 毎時 00分～ オープニング & 今週の番組
- 02分～ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 03分～ 第7回高平地区高齢者のつどい
- 09分～ Kitaizumi Surf Festival 2023
- 18分～ 博物館通信 Vol.12
- 27分～ 秋のぴあまつり イベントのお知らせ
- 29分～ お家でできる軽体操 肩こり予防編
- 33分～ 南相馬市民の歌
- 37分～ 証明書コンビニ交付のすすめ
- 41分～ 気をつける 空き巣編
- 42分～ パノラマ360°～空から見た南相馬市～
- 45分～ minamisoma5.0 ロボットのまち編
- 58分～ リクエストアワーのお知らせ





南相馬市からのお知らせ

住民税非課税世帯への緊急支援金

10月15日HP更新

市では、住民税非課税世帯に物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援金6,000円を支給します。対象と思われる世帯には順次、案内を発送しています。

住民税を申告していない方や、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には案内が届きません。対象の方は申請をお願いします。

対象

令和5年6月1日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯のうち、65歳以上のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に当てはまる世帯

※ 世帯全員が住民税課税者である親族などに扶養されている世帯を除く。

助成額

1世帯 6,000円

申請期限

11月30日(木)

申請方法

郵送または窓口

申請書配布先

社会福祉課、小高区と鹿島区の市民総合サービス課、市ホームページ

【問い合わせ】

専用コールセンター

TEL 090-2600-0071 または 090-2600-0077

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課

TEL 0244-24-5321



浪江町からのお知らせ

【第五次追補】東京電力による追加賠償の請求書は届いていますか？

10月2日HP更新

東京電力では、9月末から10月にかけて、簡易書留にて請求代表者に対し追加賠償の請求書を一斉発送しています。

一斉発送の対象世帯

平成23年3月11日時点、かつ、令和5年3月1日時点で浪江町に住民票があり、請求書郵送依頼・ウェブ請求をしていない請求代表者

一斉発送の対象外であり、ご自身等が請求書を取り寄せる必要のある世帯

- 令和5年3月1日時点、請求代表者が浪江町から住民票を異動(転出)している。
- 令和5年3月1日時点、請求代表者が死亡している。

注意 上記以外の理由であって、請求書が届かない場合があります。

注意 事故後に亡くなられた方の賠償金は、相続請求の対象となります。
相続人代表者が請求書発送を依頼してください。

問い合わせ先

上記理由により**一斉発送の対象外、11月になっても請求書が届いていない場合**、必ず問い合わせ先までご連絡ください。

※ 電話が大変混雑し、なかなか繋がらない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■中間指針第五次追補決定にかかる精神的損害の賠償に関するご相談専用ダイヤル

0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時(月～金【休祝日を除く】)

午前9時～午後5時(土・日・祝日)

■福島県内の東京電力相談窓口

電話でのご相談は受け付けしていません。

▶福島県内相談窓口のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19284.pdf>



問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260



双葉町からのお知らせ

令和5年度双葉町会計年度任用職員募集のお知らせ

10月23日HP更新

双葉町では、令和5年度会計年度任用職員を下記要領により募集します。

雇用期間

12月1日～令和6年3月31日

募集期限

11月15日(水)

- 持参: 平日 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日、祝日の受け付けはしていません。)
- 郵送: 11月15日(水)までの消印有効

勤務地

双葉町役場(双葉町大字長塚字町西73-4)

募集業種等

(1) 双葉町役場募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務内容
行政一般事務補助	事務職	若干名	午前8時30分～午後5時15分	各課での事務および業務補助 ※必要な経験など: パソコン操作、普通自動車運転免許(AT可)

上記の業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

面接予定日および会場

- ※ 面接は11月下旬を予定しています。日程および会場につきましては個別に連絡します。
- ※ 面接前に書類選考を実施します。書類選考の結果、不採用となる場合がありますのでご了承ください。

応募方法

指定の履歴書・職務経歴書に記入のうえ、近くの「ハローワーク」が発行する「紹介状」と併せて持参いただくか、もしくは郵送してください。

次ページへ続きます 

▶ 履歴書・職務経歴書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14126/0512rrekisyo.doc>



注意 休業手当または失業手当を受けている方が、給付を受けながらの雇用はできません。

【応募先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

双葉町公式YouTubeチャンネルから

ふたばスポーツフェスティバル2023

9月30日(土) 東日本大震災・原子力災害伝承館前のアーカイブ広場にて震災後、町内で初となるスポーツイベント「ふたばスポーツフェスティバル2023」が開催されました。

当日は町民など100人以上が参加し、4チームに分かれて楽しく全力で競技に取り組んでいました。

この動画はイベント当日の様子をまとめたダイジェスト動画です。

▶ <https://youtu.be/Rlgvf-HGEhE>





郡山市からのお知らせ

転出に伴う子ども医療費助成制度の受給資格にかかる手続きについて

10月23日HP更新

転出に伴う子ども医療費受給資格者証の有効期限は、**転入先の住民となった日の前日まで**です。

転出の届け出をされた方は、**必ず子ども医療費受給資格の喪失も届け出てください。**

手続き方法

1. 子ども家庭未来課給付係(ニコニコ子ども館2階)の窓口で手続きをする。
2. 最寄りの行政センター・連絡所やサービスセンターの窓口で手続きをする。
3. オンライン申請サービスで手続きをする。 ※令和5年11月6日(月)から可能。

提出書類

- 子ども医療費受給資格者証(有効期限までに期間がある場合も**必ず返還してください。**)
- 子ども医療費受給資格等変更・喪失届

子ども医療費受給資格者証返還後の医療費について

子ども医療費受給資格者証の返還後にかかった医療費は、有効期間内であれば郡山市子ども医療費助成の対象となります。

医療機関の窓口で一部負担金を支払った後に、子ども家庭未来課給付係(ニコニコ子ども館2階)か最寄りの行政センター・連絡所の窓口で償還払いの手続きをしてください。

■必要なもの

- 医療機関で発行された領収書
- お子さまの健康保険証
- 保険の扶養者名義の口座のわかるもの
- 限度額適用認定証(使用された場合)
- 高額療養費支給決定通知書(加入保険から高額療養費などの支給がされた場合)

※ すでに引っ越しをされていて、窓口での手続きが難しい場合は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

※ 子ども医療費受給資格者証を返還せずに、有効期限後に使用された場合、返金手続き等をお願いすることがありますのでご承知おきください。

問い合わせ

子ども部 子ども家庭未来課 給付係

TEL 024-924-2411

令和5年度第2回郡山市東山霊園新規造成および返還一般墓所の使用者募集 について

10月23日HP更新

令和4年度に新たに造成した墓所および返還があった墓所の募集を行います。
下記の募集要項をよくご覧いただき、お申し込みください。

▶ 募集要項 [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/68775.pdf>



提供する墓所および金額

■ 募集する墓所

面積3.0平方メートル、4.5平方メートルの新規墓所および返還墓所

■ 募集箇所

使用申込書に記入する墓所番号は下記のファイルを参照してください。

▶ 募集区画一覧(新規造成墓所) [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/68777.pdf>



▶ 募集区画一覧(返還墓所) [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/68778.pdf>



▶ 新規・返還墓所の位置・写真 [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/68779.pdf>



■ 東山霊園全体図

▶ 東山霊園全体図 [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/48426.pdf>



■ 使用料・永代管理料

墓所面積	使用料・永代管理料の合計金額
3.0平方メートル	188,980円
4.5平方メートル	282,960円

注意 規制・自由とも同額です。

次ページへ続きます 

応募の資格

- (1) 郡山市に1年以上の住民登録をしている方
- (2) 焼骨をお持ちの方(埋蔵の有無を問わない・分骨を除く)
- (3) 同一世帯内で東山霊園一般墓所および合葬墓の使用許可を受けていない方

注意 東山霊園一般墓所または合葬墓からの改葬による申し込みの場合、当選後に返還手続きが必要です。

受付期間

11月6日(月)～11月17日(金) ※土日を除く。

※ 11月6日(月)～11月16日(木)は午後5時15分まで、11月17日(金)は午後4時まで

※ 郵送による提出は11月17日(金)必着

申し込み方法

(1) 窓口持参による方法

下記窓口で受け付けをします。

- 東山霊園管理事務所 (郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地)
- 郡山市役所 環境政策課 (郡山市朝日一丁目23番7号)

(2) 郵送による方法

郵送による受け付けは、東山霊園管理事務所のみとなります。

〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地
東山霊園管理事務所

注意 11月17日(金)必着

(3) かんたん電子申請による方法

パソコン・スマホ・タブレットから申請ができます。

▶ かんたん電子申請

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202300601>



項目の入力後、送信してください。受け付けメールが届きますので、ご確認ください。

※ 11月17日(金)午後4時まで

次ページへ続きます 

申し込みに必要な書類(窓口持参による方法または郵送による方法の場合)

▶ 郡山市東山霊園一般墓所使用申込書[Word]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/48421.doc>



- ※ 希望する墓所番号を記入してください。
- ※ 受け付けた方には受付票を発行します。

▶ 委任状[Word]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/48422.docx>



- ※ 都合により抽選会に出席できず、郡山市職員に抽選の全権を委任する場合提出

決定

応募要件を全て満たしたうえで、希望の区画に他の応募者がいない場合には決定となります。区画に対して応募が複数ある場合は、抽選により決定します。

抽選について

▶ 抽選会のお知らせ[PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/68780.pdf>



(1) 抽選日時

11月24日(金) 午前9時30分～

(2) 抽選会場

東山霊園管理事務所内

(3) 該当者への通知

抽選となる方には、11月22日(水)までに電話で連絡します。

- ※ 本人が参加できず事前に委任状が提出されている場合は、職員が代わって行います。

決定した場合

- (1) 使用墓所が決定となった方には、使用許可申請書を郵送しますので、下記書類を添付の上、東山霊園管理事務所まで提出してください。(窓口提出のみとなります。)

ア 火葬許可証(原本)(コピーを取って、原本をお返しします。)

イ 埋蔵または収蔵の事実を証する書面の写し(改葬による申請の場合)

ウ 上記アまたはイで申込者との関係が確認できない場合、戸籍謄本

- ※ 書類に不備や虚偽の記載があった場合は、申請を無効とします。

次ページへ続きます 

(2) 使用許可申請書等の提出期日 12月22日(金)

(3) 書類の確認ができ次第、「使用料・永代管理料の納付書」を郵送しますので、指定金融機関で納付してください。

※ 期日までに使用許可申請書の提出および使用料等の納付が確認できない場合は、応募を無効とします。

(4) 使用料・永代管理料の納付確認がされた方に、使用許可書を順次郵送により交付します。

その他

- 墓地の使用許可を受けた場合、関係法令、条例および規則、その他管理事務所長が定める管理上の決まりや指示に従い、責任をもって管理していただくことになります。なお、土地は市有地であり、土地の所有権を移転(売買)するものではありません。
- 決定後の墓所の交換は認めておりません。土地の形状や縁石の状態など必ず現地をご確認ください。
- 使用許可後の墓所の管理は使用者自身で行ってください。
- 使用許可書はご自身が墓所の使用者であることを証するものであり、墓石の建立など、市営墓地の諸手続きに必要ですので、大切に保管してください。紛失した場合は、再交付申請が必要になります。
- 令和4年4月より、埋蔵しようとする焼骨が改葬に係るものについても、同一世帯に既に東山霊園墓所の使用許可を受けている方がいない市民の方(市内に1年以上住民登録をしている方)であれば申し込みが可能となりました。

問い合わせ

環境部 環境政策課

TEL 024-924-2731

11月2日(木)告示 11月12日(日)投開票

福島県議会議員一般選挙

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期間 **11月6日(月)～10日(金)**
- 時間 **午前8時30分～午後5時30分**
- 場所 **三条市選挙管理委員会事務局(三条市役所三条庁舎3階)**

手続き



①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体の選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしていただきません。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を避難元自治体の選挙管理委員会に送る必要がありますので、**早めの投票**をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

令和5年11月1日に 「ふるさと帰還通行カード」の切り替えを実施します

令和5年10月20日
東日本高速道路株式会社

令和5年3月20日付「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置～制度適正化に向けた「ふるさと帰還通行カード」更新申請手続きについて～」でお知らせしたとおり、無料措置の適用を受ける際に必要な「ふるさと帰還通行カード」については、**令和5年11月1日(水)から緑色の更新カードに移行し、現在ご利用いただいている桃色のカードは令和5年11月1日(水)以降ご利用いただけなくなります。**

現在、更新手続きをされた方へ順次更新カードの発送をしております。令和5年7月31日(月)までに手続きされた方への発送手続きは完了しております。更新カードの到着まで今しばらくお待ちください。

更新カードは簡易書留にて発送しておりますので、不在票がお手元にある場合はお早めに郵便局へご確認ください。

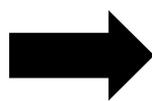
なお、各自治体への書類提出後に書類の不備などにより再申請手続きをされた方、令和5年8月以降に手続きされた方については、令和5年10月末までにカードをお届けできない場合がありますのでご了承ください。

更新カードはお手元に届き次第ご利用いただけますので、お早めにカードの切り替えをお願いいたします。



現在ご利用中のカード(桃色)
令和5年10月31日(火)まで

※令和5年11月1日以降はご利用いただけません。



更新カード(緑色)

※お手元に届き次第ご利用いただけます。

次ページへ続きます 

■カードの更新手続きには更新申込書が必要です。

更新申込書は桃色のカードをお持ちの方へ送付しておりますが、更新申込書がお手元にない場合は、お手数ですが、現在お持ちのカードをお手元にご用意の上、NEXCO東日本お客さまセンターにその旨ご連絡ください。

【参考】

- ▶ 「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～制度適正化に向けた「ふるさと帰還通行カード」更新申請手続きについて～
(令和5年3月20日)

https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/head_office/2023/0320/00012378.html



- ▶ 「ふるさと帰還通行カード」の更新申込はお済みですか？(令和5年6月7日)

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2023/0607/00012605.html



- ▶ 原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置について(令和5年3月20日(令和5年10月19日更新))

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2020/0204/00003631.html



問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2023.10.25現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511